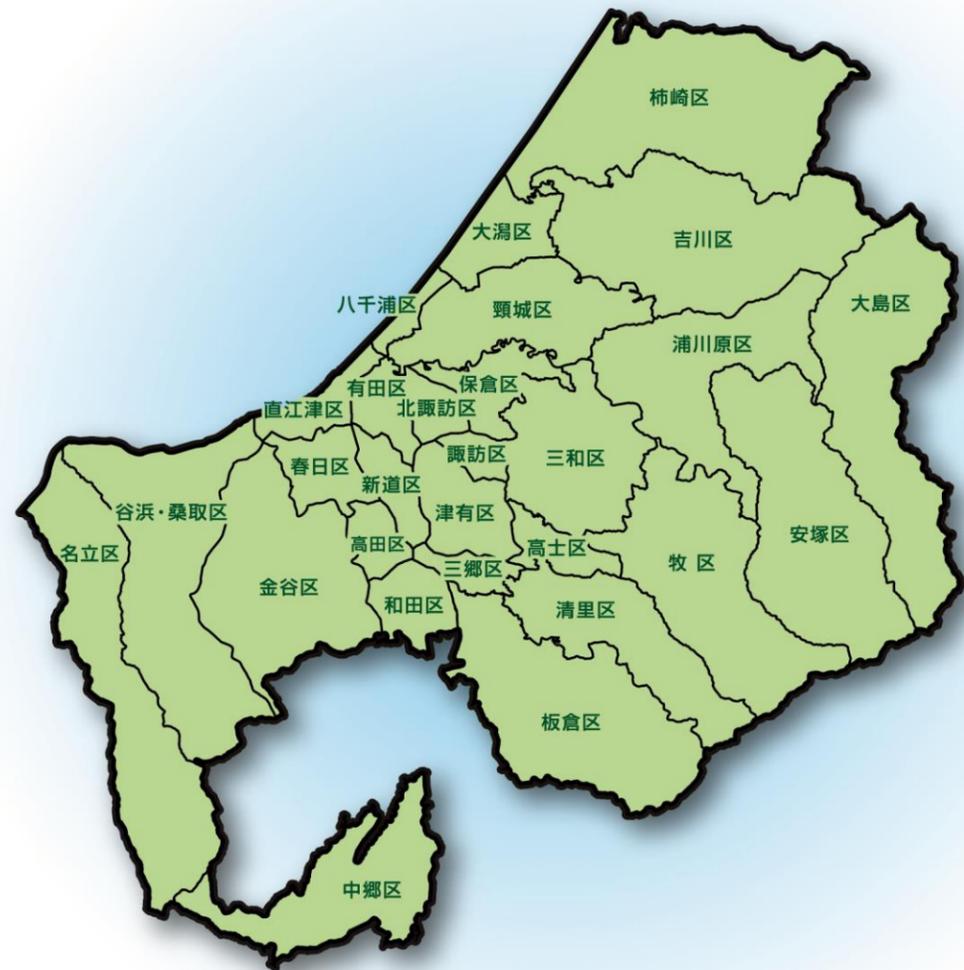


参考:合併前上越市の地域自治区(15区)と町内会の範囲の関係

地域自治区	町内会の範囲
高田区	南本町1~3丁目、東城町1~3丁目、南城町1~4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1~7丁目、北本町1~4丁目、仲町1~6丁目、寺町1~3丁目、大町1~5丁目、西城町1~4丁目、北城町1~4丁目、東本町1~5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1~2丁目
新道区	とよば、子安、子安新田、鴨島1~3丁目、稲田1~4丁目、下稲田、寺、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡、藤野新田
金谷区	上門前、小滝、下馬場、朝日、黒田、灰塚、地頭方、青木、上中田、中通町、向橋、中田原、大貫、金谷、神山、平山、飯、御殿山町、上昭和町、昭和町1~2丁目、滝寺、下正善寺、中正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、上正善寺
春日区	土橋、新土橋、藤巻、木田新田、藤新田、木田、新光町、岩木1~2丁目、大学南、大学前、教育大山屋敷宿舎、教育大世帯寮、春日山町1~3丁目、大豆、春日野、谷愛宕、春日、中門前
諏訪区	上真砂、杉野袋、北新保、南新保、高森、諏訪、東原、鶴町、北田中、米岡、米町
津有区	四ヶ所、西市野口、戸野目古新田、門田新田、戸野目、市野江、桐原、本道、荒屋、虫川、下野田、長面、上野田、四辻町、下池部、上池部、吉岡東市野口、剣、茨沢、藤塚、新保古新田、本新保、上雲寺、下新町、上新町、池、下富川、上富川、熊塚、野尻、稲、平成町
三郷区	下四ツ屋、西松野木、長者町、天野原新田、本長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚、桜町
和田区	東木島、西木島、島田上新田、島田、島田下新田、上箱井、中箱井、岡原、下箱井、五ヶ所新田、丸山新田、下新田、西田中、寺町、石沢、大和1~4丁目、大和5・6丁目、稲荷
高士区	稲谷、上曾根、下曾根、高和町、元屋敷、高津、飯田、妙油、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、東京田
直江津区	西本町3丁目、西本町1・2丁目、西本町4丁目・御幸町、中央1丁目・あけぼの、中央1丁目・四ツ屋、中央1丁目・旭区、中央2丁目・横町、中央2丁目・本町、中央3丁目・荒川町、中央3丁目・天王町、中央4丁目・福永町、中央4丁目・沖見町、中央5丁目・塩浜町、中央5丁目・浜町、住吉町、港町1・2丁目、市之町、東雲町1・2丁目、栄町1・2丁目、石橋、石橋1・2丁目、新光町3丁目、五智1~6丁目、アシスト上越マンション、五智新町、虫生岩戸、国府1~4丁目、小丸山団地、加賀町
有田区	東小猿屋、中小猿屋、西小猿屋、三田、三田新田、三ツ橋新田、三ツ橋、田園、福田、佐内町、三ツ屋町、安江、安江1~2丁目、安江公営住宅、上源入、下源入、港南町、松村新田、下門前、塩屋新田、春日新田、春日新田5丁目、川原町、春日新田木町
八千浦区	黒井、日之出町、上荒浜、南荒浜、下荒浜、遊光寺浜、南原、夷浜、夷浜住宅団地、西ヶ窪浜
保倉区	下百々、駒林、小泉、長岡、長岡新田、上名柄、五野井、石川、上青野、中青野、下青野、上吉野、下吉野、上五貫野、下五貫野、下名柄、岡沢
北諏訪区	飯塚、中真砂、川端、東中島、若鷹、上千原、福橋下真砂、横曾根
谷浜・桑取区	西横山、小池、西山寺、下綱子、高住、中桑取、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、有間川、長浜、西戸野花立、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾

(令和6年4月1日現在)

# 身近な地域からはじめよう わたしたちのまちづくり 上越市の地域自治区制度



お問い合わせは・・・

上越市 総合政策部 地域政策課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 520-5672

FAX (025) 526-8363

E-mail [chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp](mailto:chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp)

ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>



# 地域自治区制度の目的と概要

市では、地域自治区制度をいかして、市民の皆さんが日頃の暮らしの中で感じている問題や、様々な地域事情をしっかりと把握しながら市政を進めていくとともに、市民の皆さんの手によるまちづくり活動をもっと進めやすくしていきたいと考えています。

## 地域自治区制度の目的

### 自主自立のまちを実現していくための仕組み

地域自治区制度は、「自主自立のまち」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくため、また多様な地域特性や市民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。

## 地域自治区制度の概要と制度導入によるメリット

### 1. 市の全域に28の「区域」を設置

より多くの市民の皆さんから今よりも更に「身近な地域」に関心を高めていただくための仕組みとして、市の全域に地域自治区を設置しています。

身近な地域に関する  
**情報を共有**しやすくなるように

身近な地域に**関心を高め、愛着**を持てるように

様々な**立場や考え**の人たちが、身近な地域について話し合えるように

地域で活躍している  
**多様な担い手が連携**しやすくなるように

身近な地域を軸に  
**多様な観点からまちづくり**を進められるように

市民ニーズや**地域の実情**に合った市政を進められるように

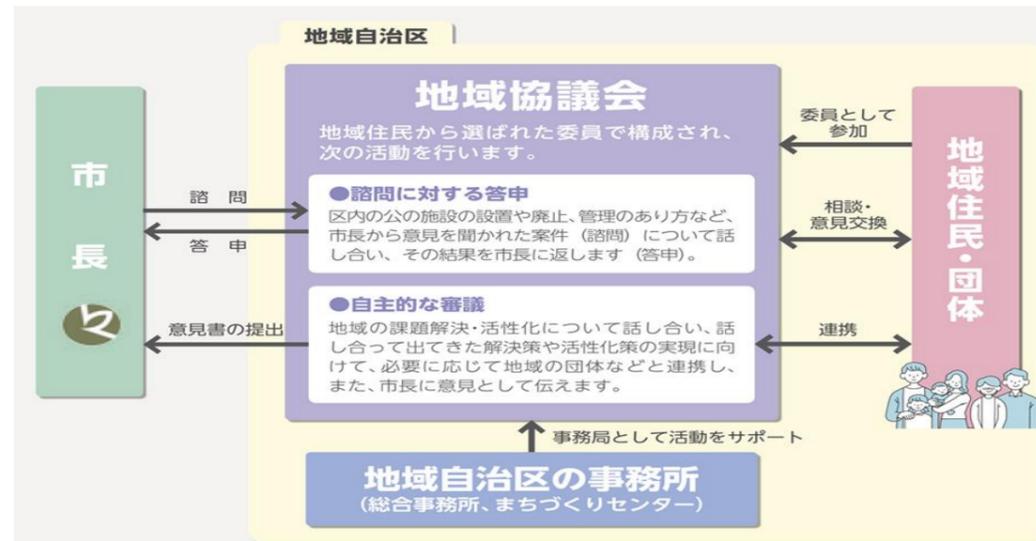
### 2. 各区に地域協議会を設置

地域協議会は、身近な地域の課題などについて、住民の皆さん自らがその解決方法や解決に向けた取組方法等を話し合い、話し合いの結果に応じて、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えていく機関です。

### 3. 各区を担当する事務所を設置

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における住民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

## 地域協議会のイメージ図



## 各地域自治区の委員定数と事務所の一覧

地域自治区	委員の定数	各地域自治区を所管する事務所	地域自治区	委員の定数	各地域自治区を所管する事務所
高田区	20人	南部まちづくりセンター	安塚区	12人	安塚区総合事務所
金谷区	16人		浦川原区	12人	浦川原区総合事務所
三郷区	12人		大島区	12人	大島区総合事務所
和田区	14人		牧区	12人	牧区総合事務所
新道区	14人		柿崎区	14人	柿崎区総合事務所
春日区	20人	中部まちづくりセンター	大湊区	14人	大湊区総合事務所
諏訪区	12人		頸城区	14人	頸城区総合事務所
津有区	12人		吉川区	12人	吉川区総合事務所
高士区	12人		中郷区	12人	中郷区総合事務所
直江津区	18人		北部まちづくりセンター	板倉区	14人
有田区	16人	清里区		12人	清里区総合事務所
八千浦区	12人	三和区		14人	三和区総合事務所
保倉区	12人	名立区		12人	名立区総合事務所
北諏訪区	12人				
谷浜・桑取区	12人				
			計	380人	

## 地域協議会のこれまでの経緯

- 平成 17 年 1 月
  - 市町村合併に伴い、13 の旧町村の区域に合併の特例として「地域自治区」を設置
  - 13 区の地域協議会委員を選任（任期：H17.2~H20.4）
- 平成 19 年 4 月～平成 20 年 4 月
  - 合併前上越市への地域自治区設置に向けた取組を開始
  - 13 区を地方自治法に基づく制度へ移行
  - 13 区の地域協議会委員を改選（任期：H20.4~H24.4）
- 平成 21 年 10 月
  - 合併前上越市の区域に 15 の地域自治区を設置
  - 合併前上越市の地域協議会委員を選任（任期：H21.10~H24.4）
- 平成 24 年 4 月
  - 全区の地域協議会委員を改選（任期：H24.4~H28.4）
- 平成 28 年 4 月
  - 全区の地域協議会委員を改選（任期：H28.4~R2.4）
- 令和 2 年 4 月
  - 全区の地域協議会委員を改選（任期：R2.4~R6.4）
- 令和 6 年 4 月
  - 全区の地域協議会委員を改選（任期：R6.4~R10.4）

# 2

## 地域協議会ってどんな会議？

各区に設置される地域協議会は、様々な立場の住民の皆さん同士が、各区で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見を取りまとめ、市長に意見を伝えるための会議です。

### 地域協議会の役割など

#### どんなことを話し合うの？

地域協議会の会議では、市長から意見を求められた案件（諮問）のほか、市民の皆さんが日常生活の中で必要と感じているテーマについて自主的に話し合うことができます。市のほかの審議会等と異なり、自主的に決めたテーマについて審議を行い、意見を述べるができるのは、地域協議会の大きな特徴です。

#### なぜ地域協議会に意見を聴くの？

例えば、公の施設の設置等を行う場合に、その区域の住民の生活に及ぼす影響について、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、政策判断の参考とするために行っています。

※その区域の住民の生活に及ぼす影響とは、例えば、施設が設置されることに伴う交通量の増による騒音の問題など生活環境に支障をきたすようなマイナスの影響や、にぎわいの創出などのプラスの影響などをいいます。

#### 話し合ったことはどうなるの？

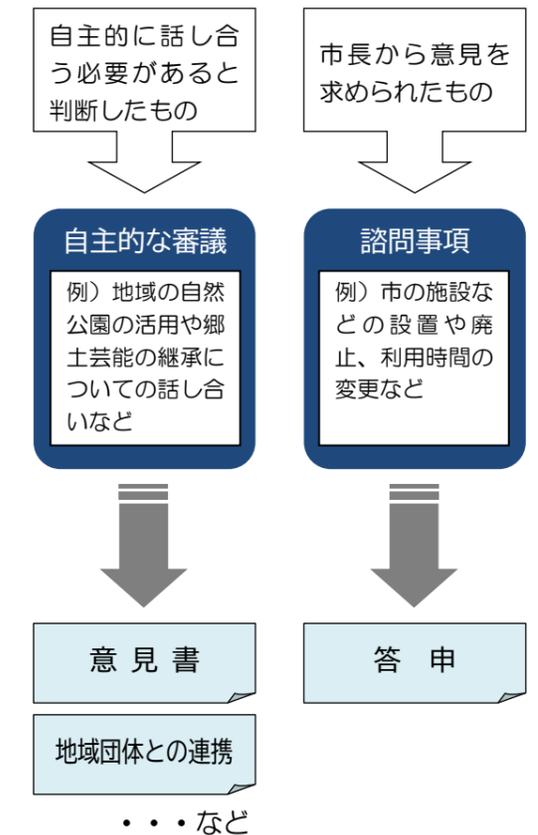
地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した会議であり、市長はその意見を尊重します。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

#### 話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。

また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区の「地域協議会だより」でお知らせします。

### ～地域協議会の話し合いの流れ～



※ 地域協議会でとりまとめた意見は、意見書の形で市長に提出し、意見に対する市の考え方や対応方針は、おおむね1か月後に地域協議会に文書で回答します。

### 地域協議会の委員について

#### 委員の定数は？

各区の委員の定数は、2 ページの一覧のとおりです。28 区合計で 380 人の市民の皆さんが、身近な地域でのまちづくりについて話し合いを行っています。

#### どんな人が委員になれるの？

地域協議会の委員には、議員、公務員などを除きその区の中に住所がある 25 歳以上の方（市議会議員の候補者となることができる人）が応募することができます。

#### 委員を選ぶ手続きは？

委員の選ぶ際には、最初に公募を行います。応募者数が定数を超えたときは公職選挙法に準じた選任投票を行い、その結果を尊重して市長が委員を選任します（公募公選制）。一方、定数よりも、応募者数が少なかった場合は、年代や性別など委員の構成に配慮して市長が選ぶことになります。

#### 委員の報酬や研修は？

委員の報酬は無報酬で、会議 1 回につき、交通費相当額 1,200 円をお支払いします。

委員の研修は、全委員を対象にした研修会を行うほか、各地域協議会が自主的に現地視察や勉強会などを行っています。

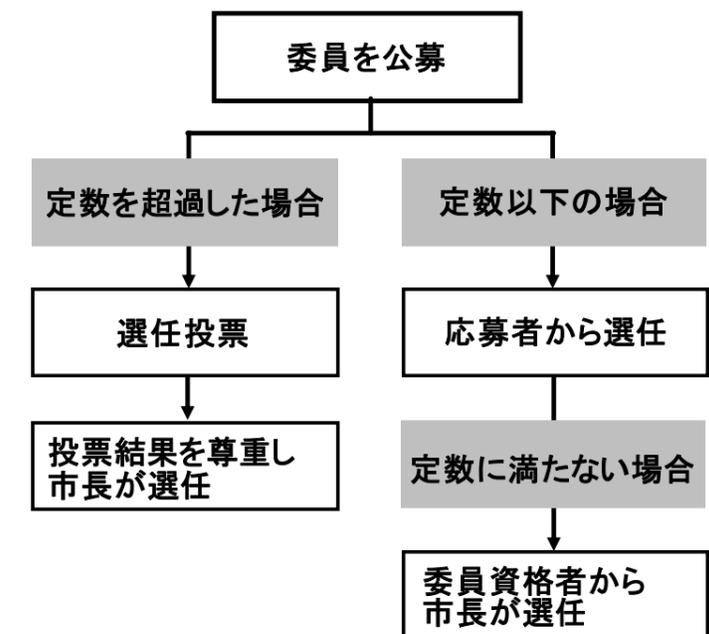
#### 委員の任期は？

任期は4年で、再任は妨げません。

#### 委員の身分は？

上越市の非常勤特別職になります。

### 地域協議会委員選任の流れ



### 地域協議会の開催実績

各区の地域協議会は、概ね毎月 1 回開催されています。

これまでの間に市長が地域協議会に諮問した案件は、区内の公共施設の設置や管理・運営などがあります。

また、地域協議会が自主的に審議した案件は、身近な暮らしの課題から地域特性をいかしたまちづくりのあり方などがあり、このうち、地域協議会での議論がまとまり意見書として提出されたものも多数あります。

#### 地域協議会で自主的に話し合われたテーマの例

- ・ 二貫寺の森の活用について（諏訪区）
- ・ 地域ぐるみの防災活動の推進について（直江津区）
- ・ 住みやすい安塚の在り方について（安塚区）
- ・ 柿崎区内の空き家対策について（柿崎区）
- ・ 大潟野外活動施設の今後の活用について（大潟区）
- ・ 坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化（清里区）など

# 3

## 地域自治区の事務所について

地域自治区の事務所として、平成17年に市町村合併した旧町村の区域では、各区に「総合事務所」を設置しています。また、合併前の上越市の区域では、複数の地域自治区を担当する「まちづくりセンター」を設置しています。

### 総合事務所

#### ○総合事務所の業務内容

総合事務所では、地域協議会に関する事務のほか、戸籍謄本や抄本、住民票の写しの請求、要介護認定の申請など、担当する区域内の行政サービスに関する事務も行っています。

#### ○総合事務所を置く施設

旧町村の役場であった施設などを活用し、区内の皆さんの地域活動などに利用していただける「コミュニティプラザ」を設置し、ここに事務所を置くことにより、住民と行政との協働による地域づくりに取り組んでいます。

### まちづくりセンター

#### ○まちづくりセンターの業務内容

各まちづくりセンターは、それぞれ4~6の区を担当し、地域協議会に関する事務や地域コミュニティ活動への支援を行っています。

#### ○まちづくりセンターの職員配置

まちづくりセンターには、所長のほか、担当職員を配置しています。これらの職員は、必要に応じて各地域自治区に出向いています。

#### ○地域協議会の開催場所

各区の地域協議会の会議は、主にそれぞれの区の中にある公共施設で開催しています。

# 4

## 地域協議会の活動(研修、先進地視察等)

### 研修会

委員の共通認識を深めるため、年数回研修会を実施しています。



テーマを決めて行う委員研修会

### 先進地視察

地域協議会ごとに、地域の課題を議論する上で必要性が高いと考えられる案件について、視察研修や勉強会を実施しています。



まちづくりに向けた現地視察

### 地域の団体等との意見交換等

町内会、住民組織、まちづくり団体など、地域で活動する団体と地域協議会が、地域の課題やその解決策などについて意見交換を行う取組が各区で行われています。住民の皆さん同士が地域の課題を共有することを通じて、よりよいまちづくりにつながることが期待されます。



地域の皆さんとの意見交換



中学生との意見交換

## 地域協議会だより

### ■地域協議会の広報紙

地域協議会だよりは、各区の地域協議会の審議内容や活動の様子を住民の皆さんにお知らせする広報紙です。たよりの執筆・編集は、地域協議会委員自らが行っています。

### ■お知らせしている内容

地域協議会だよりでは、市からの諮問事項や自主的にテーマを決めて審議している事項の審議経過や結果をお知らせしています。



活動報告 令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

第61号

浦川原区 地域協議会だより

～1年間の活動を振り返って～

日次	開催状況	開催内容
5/31	第1回	・第61号(第61期)の発行 ・地域協議会委員の選出について
6/25	第2回	・令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)の活動報告について
7/20	第3回	・地域協議会委員の選出について
8/19	第4回	・地域協議会委員の選出について
9/16	第5回	・地域協議会委員の選出について
12/19	第6回	・地域協議会委員の選出について
1/24	第7回	・地域協議会委員の選出について
3/25	第8回	・地域協議会委員の選出について

地域協議会研修会について

日次	開催状況	開催内容
6/9	第1回	テーマ: 地域協議会の役割と活動について 講師: 市議会議員(市議会議員)
11/13	第2回	テーマ: 地域協議会の役割と活動について 講師: 市議会議員(市議会議員)
11/20	第3回	テーマ: 地域協議会の役割と活動について 講師: 市議会議員(市議会議員)

## 地域協議会の活動の様子

より充実した審議を行うため、通常の会議のほか、それぞれの地域協議会で創意工夫しながら様々な取組を行っています。



複数区での地域協議会委員が集まる合同研修会



各区での運営上の工夫や課題について意見交換をする会長会議

### より充実した審議を行うための取組の事例

- 円滑な運営のための事前打合せ
- 審議案件について認識を深めるための勉強会
- 地域住民の皆さんの生の声をお聞きするための聞き取り調査、懇談会、出張地域協議会
- 会長が一堂に会して情報・意見交換を行う会長会議
- 共通の課題を持っている区の委員同士での交流会